

ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置に伴う税関の対応について
令和5年12月20日財関第1242号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出に係る禁止措置を実施することが決定され、12月15日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和5年政令第364号）等が12月27日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

令和5年12月20日20231218貿局第1号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出禁止措置について

上記の件について、令和5年12月15日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第三百六十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八 別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

第四条第二項第二号に次のように加える。

チ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの（第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。）

別表第二の三の次に次の一表を加える。

別表第二の四（第二条、第四条関係）

アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。（略）
（罰則に関する経過措置）
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(抄).....1

改正案	現行
<p>(輸出の承認)</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 一の七 (略)</p> <p>一の八 別表第二の三 (第三号を除く。) に掲げる貨物 (別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。) の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出 (経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p> <p>イ ト (略)</p>	<p>(輸出の承認)</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 一の七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p> <p>イ ト (略)</p>

<p>チ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの（第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第二の四（第二条、第四条関係）</p> <p>アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン</p>	<p>（新設）</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p>
--	---